

空家等対策の推進に関する特別措置法による命令の告示

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等と認めた次の建築物について、当該特定空家等の所有者または管理者（以下「所有者等」という。）に対し、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり措置をとることを命じたので、同条第 13 項の規定により、次のとおり公示する。

令和 7 年 12 月 23 日

守口市長 濑野 憲一

1. 対象となる特定空家等（公簿、指導対象部分のみ）

所 在 地	守口市滝井西町一丁目 16 番地 3（家屋番号 56 番 2）
構造・延べ床面積	木造瓦葺 2 階建・21.48 m ²
用 途	店舗・居宅

2. 措置の内容

改修する場合は判定表による基準値が 100 点未満となること。また改修しない場合は建築物の除却及び除去により発生する内部又はその敷地に残置されている動産等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。

3. 命ずるに至った理由

外壁が著しく剥落し、はりの腐朽、破損により建築物崩壊のおそれがあるため